

令和7年度 第3回
大阪府戦略本部会議

次 第

と き：令和8年2月12日(木)11時00分～

と ころ：特別会議室（大）

【議題】

1. 成長特区税制・産業集積促進税制の改正について
2. 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の推進について
3. 都市緑化を活用した猛暑対策事業の継続について
4. 大阪府営住宅条例の一部改正について

令和8年2月12日
戦略本部会議資料

成長特区税制・産業集積促進税制の改正

商工労働部

1. 成長特区税制の改正

◆ 成長特区税制※の改正概要

※大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例及び規則に規定する優遇税制

- 「成長特区税制」は、成長産業の集積・国際競争力の強化を目的に、「成長産業特別集積区域」において、新エネルギーやライフサイエンス分野の事業者の法人府民税・法人事業税・不動産取得税を軽減する制度
- 企業間でのネットワーク的な動き(事業の関連性に着目した広域的な産業集積)に対応するため、**特区内の成長産業事業と密接な関連を有する事業(共同研究等)を実施する区域を特区に指定可能とし【改正点1】**、AIや半導体など新たな成長分野に対応するため、**「先端的な基盤技術」分野等を支援対象に追加する【改正点2】**

		現行制度	改正(案)
目的		成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化を通じて府内の経済の活性化を図る	同左
区域		成長産業特別集積区域(成長特区)	同左
区域指定要件		① 市町村の長から申出があった区域(次の要件全てを満たすもの) <ul style="list-style-type: none"> ・中核となる研究開発等の機関があること ・市町村が府と同程度の課税特例措置等を講じていること ・概ね1ha以上の一体の区域であること ② 国際戦略総合特別区域の全部又は一部の区域	同左
		—	新規 → 成長特区内の成長産業事業と密接な関連を有する事業を実施する区域について、要件を満たせば成長特区として指定可能とする規定を創設
地方税の軽減	対象	成長産業事業を営む法人	同左
	分野	ライフサイエンス、 新エネルギー分野	拡充新規 → ライフサイエンス、 カーボンニュートラル分野【拡充】 、 イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術【新規】
	内容	法人府民税・法人事業税・不動産取得税 ・法人府民税・事業税:最大5年間ゼロ、5年~10年は1/2軽減 ・不動産取得税:最大ゼロ	同左
期間		令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(平成24年創設)	令和8年4月1日 ~ 令和11年3月31日

【改正点1】区域指定要件の拡充

～「密接な関連を有する事業を実施する区域」の追加～

≪審議会の主な意見≫

- 企業間のコミュニケーション手段が多様化する中、現在のサプライチェーンやビジネスエコシステムを見ると、ある程度広域的な産業集積が見られる
- 現行制度は立地場所に着目した集積に限定しているが、今後は企業間の事業関連性に着目した集積も支援すべき

【現行】

- ① 市町村の長から申出があった区域(以下を全て満たすもの)
 - ・ 中核となる研究開発等の機関があること
 - ・ 市町村が府と同程度の課税特例措置等を講じていること
 - ・ 概ね1ha以上の一体の区域であること
- ② 国際戦略総合特別区域の全部又は一部の区域

【課題】

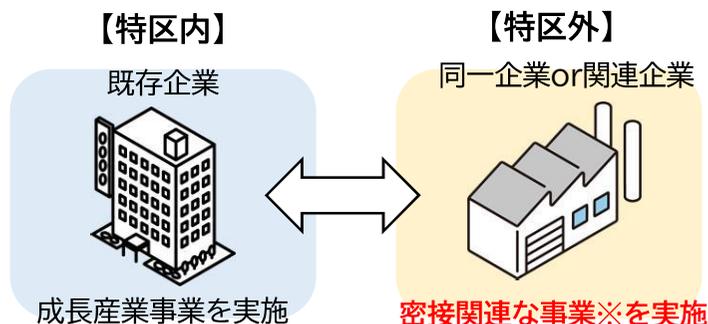
一体の区域を前提としているため、以下の場合には制度の適用対象外となる

- ✓ 成長産業事業の拡大に向け、特区内の法人が特区外で同一事業に関する投資・立地をする場合
- ✓ 成長産業事業の実施にあたり、特区内の法人と密接な関連を有する法人が、特区外で投資・立地をする場合

改正案

特区内の成長産業事業と「密接な関連を有する事業」を実施する区域について、市町村からの申し出に基づき、当該区域を特区として指定可能とする

<密接な関連を有する区域>



※「密接関連性」が認められるケース(イメージ)

- ・ 特区内の成長産業事業と同一の事業を実施している
- ・ 共同研究を実施している
- ・ 研究を受委託している
- ・ 特許発明など特区内の事業実施に不可欠な設備・技術を有している など

基準を定め、有識者で構成する審査会で審査する予定

【改正点2】支援対象分野の追加 ~AI・半導体など「先端的な基盤技術」分野などを追加~

《審議会の主な意見》

- 国の統合イノベーション戦略2025に掲げる基盤技術分野や、経済安全保障推進法で指定される特定重要物資のうち、今後の広がりや大阪の強みを活かせる技術を新たに支援対象とすべき
- 具体的には、AI技術や量子技術、半導体などの産業用電子機器の支援が考えられる

◆ 市場などの動向

AI技術

【市場規模】

- 世界：1,840億ドル（2024年）
→8,267億ドル（2030年）
- 日本：約1.3兆円（2024年）
→約4.2兆円（2029年）

【府内の状況】

- データセンター：39か所（全国：252か所）
- 関連スタートアップ：約140社

量子技術

【市場規模】

- 日本：50兆円規模（2030年生産額目標）

【府内の状況】

- 大阪大学が量子領域の研究・社会実装を担う「量子情報・量子生命研究センター（QIQB）」などの研究拠点を設置
- 企業との共同研究、量子コンピュータに関するスタートアップの輩出も進む

産業用電子機器(半導体の例)

【市場規模】

- 世界：約90兆円（2023年）
→約147兆円（2030年）
- 日本：約4.5兆円（2023年）
→約7.5兆円（2030年）

【府内の状況】

- 半導体関連企業：約230社
- 関連スタートアップ：約5社

改正案

今後の市場拡大や多様な分野への広がりが期待できる

「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術※」等を新たな支援分野として追加

※支援対象となる技術

- AI技術：AIシステムのプログラミング、カスタマイズ、AI技術に資するデジタルインフラ(AIデータセンター等) など
- 量子技術：量子コンピュータ・量子シミュレーション、量子計測・センシング、量子通信・暗号、量子マテリアル など
- 産業用電子機器：半導体関連(半導体素子、集積回路、コンデンサー、フィルター)、センサ など

◆上記に加え、「新エネルギー分野」を「カーボンニュートラル分野」に拡充

(例:e-メタン、ペロブスカイト太陽電池、放射冷却素材、CO2吸収コンクリート、バイオものづくり、CO2分離・回収技術、人工光合成など)

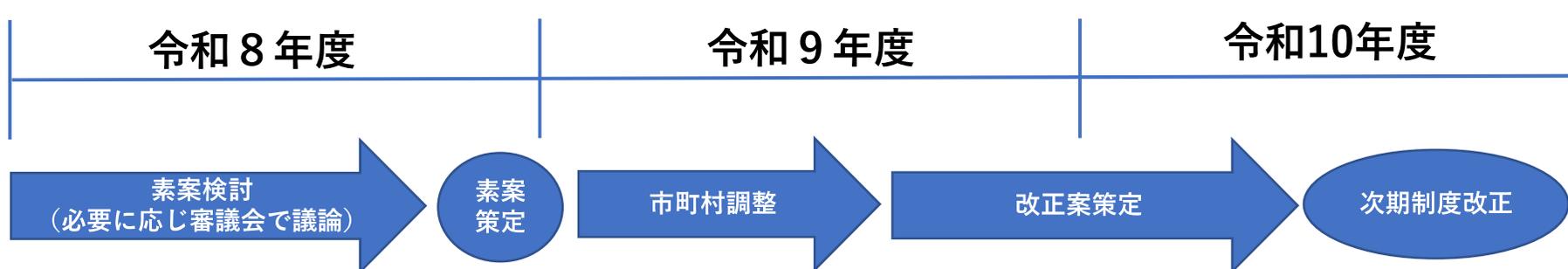
◆ 成長特区税制のあり方の検討

《審議会の主な意見》

- 今回の改正により、成長特区税制の支援対象分野は拡大することになるが、支援すべき成長分野は変化する。とりわけ、先端的な基盤技術分野については、常に進化するため、必要に応じて、支援対象分野の見直しを検討すべき。
- 大阪という狭隘な地域においては、特区エリアを府域全体に拡大するような発想も必要。
- 国においても、革新的事業連携型特区のように、一団のエリアを前提としないバーチャル特区のような発想は既に存在しているので、参考にしてはどうか。
- 特区においては、税制優遇だけでなく、事業者が必要とする規制緩和等もあわせて提供することで、インセンティブにつなげていく視点も必要。

- 成長特区税制について、審議会の上記意見を踏まえ、本条例の適用期限(令和11年3月末)に向け、より良い制度となるよう、条例改正後も引き続き検討を継続する。

(参考) スケジュールのイメージ



2. 産業集積促進税制の改正

◆ 産業集積促進税制※の改正概要

※:大阪府産業集積の促進に係る不動産取得税の税率等の特例に関する条例及び規則に規定する優遇税制

- 「産業集積促進税制」は、中小企業の産業集積を税制面から促進するため、「産業集積促進地域」における不動産取得税を軽減する制度
- 現行制度は、「府が区域指定できる地域」と「市町村が独自に優遇措置を講じている地域」にズレが生じており、大阪全体としての支援策の連携がとれていない等の課題が発生
- そのため、今般の改正では、**市町村が優遇措置を講じている地域について柔軟な区域指定を可能とする【改正点1】**とともに、地域経済のけん引役となる**「中堅企業」についても対象とする【改正点2】**ことで、ものづくり企業の集積を維持・促進していく

		現行制度	改正（案）
目的		中小企業の府外流出に歯止めをかけ、地域経済の活性化や雇用の確保を図るため、府内における産業集積を維持・促進する	同左
区域		産業集積促進地域	同左 改正点1
区域指定要件		市町村の長から申出があった地域(AかつBの要件を満たすもの) (A) 市町村が優遇措置を講じる地域 (B) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業専用地域・工業地域 ・ 地区計画を策定した準工業地域 	市町村の長から申出があった地域(AかつBの要件を満たすもの) (A) 市町村が優遇措置を講じる地域 (B) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業専用地域・工業地域 ・ 地区計画を策定した準工業地域 ・ 市町村が住工共生を進める準工業地域【拡充】 ・ 地域未来投資促進法に定める重点促進区域【新規】
地方税の軽減	対象	中小企業	中小企業、 中堅企業【拡充】
	内容	不動産取得税(工場、研究所、倉庫の家屋又はその敷地である土地) ➔ 対象不動産の1/2に相当する額を軽減(最大2億円)	同左 改正点2
期間		令和6年4月1日～令和11年3月31日(平成13年創設)	令和8年4月1日～令和11年3月31日

【改正点1】区域指定要件の拡充 ～「住工共生を進める準工業地域」などの追加～

≪審議会の主な意見≫

府の現行指定要件を満たさない地域において、市町村が優遇措置を実施している場合があり、府と市町村の対象地域が必ずしも合致していない。市町村との連携を一層深化できるよう、指定要件を見直すべき

【現行の区域指定要件】 ※ 市町村の長から申出が前提

「市町村が優遇措置を講じる地域」であり、かつ、「工業専用地域・工業地域」又は「地区計画を策定した準工業地域」

【課題】 上記以外の地域で市町村が立地優遇制度を実施する場合、府と市町村で優遇制度の足並みが揃わない

(地区計画の無い準工業地域で住工共生の取組みを実施している場合、地域未来投資促進法に定める重点促進区域※を有する場合など)

※ 重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として農地転用の例外許可等を受けることが可能なエリア

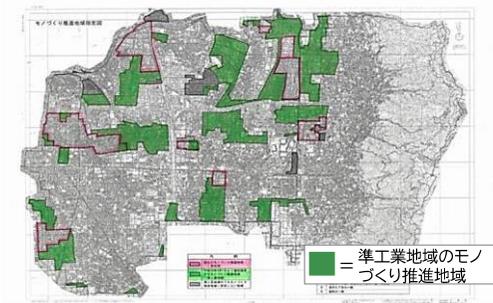
<例> 東大阪市

市内の全工業地域と準工業地域の約91%を「モノづくり推進地域」に東大阪市が指定
当該地域は市の立地促進補助金など優遇制度の対象

➡ 「準工業地域の91%」は、地区計画がないため、府の産業集積促進税制の適用外

※ 府内で産業集積地域がある18市町のうち、東大阪と同様に優遇制度の足並みが揃っていない団体は17市町(東大阪市含む)に上る

～モノづくり推進地域指定図～

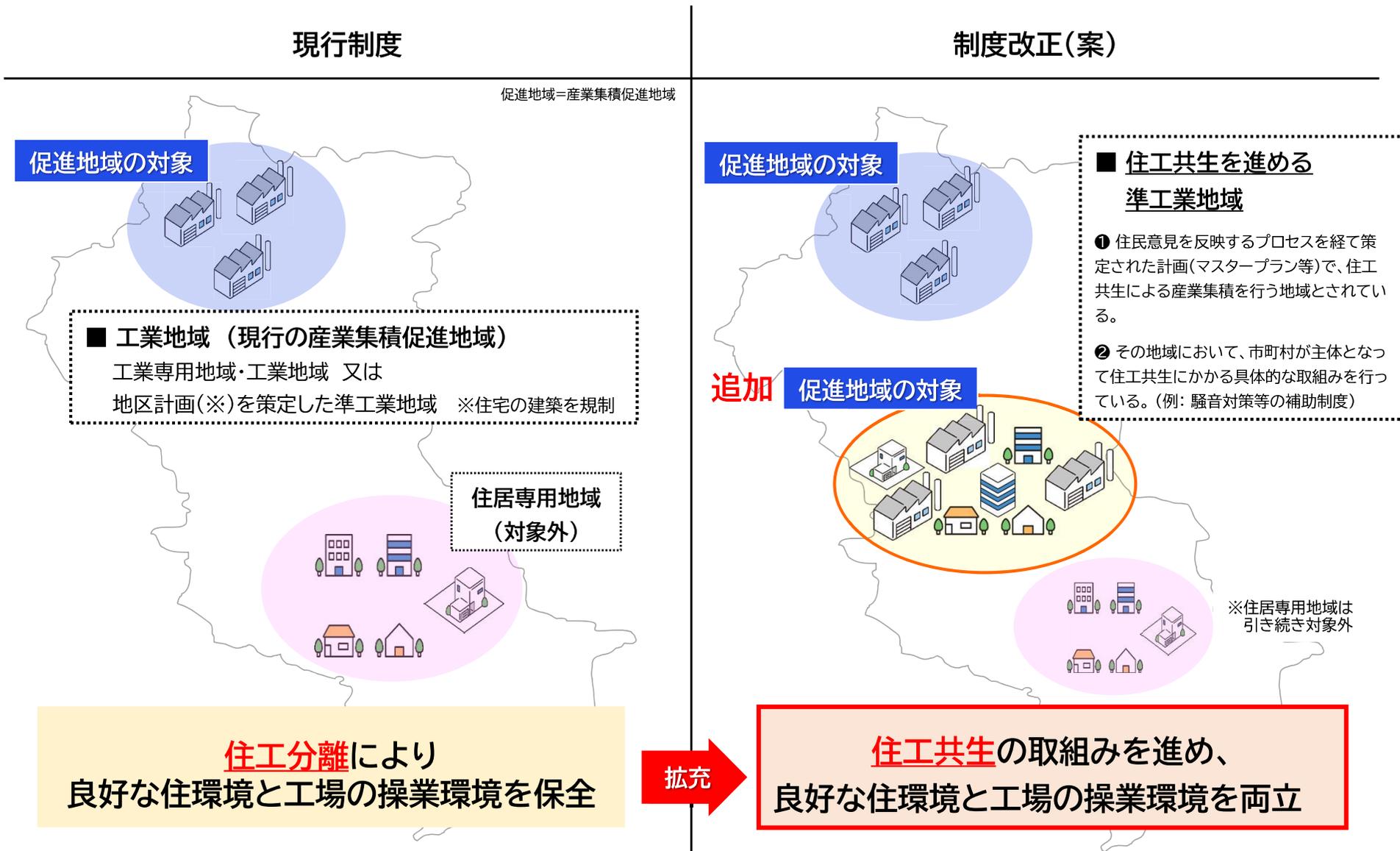


改正案

区域指定要件を「市町村が住工共生を進める準工業地域」等に拡充

※ ただし、地域指定は、住民意見を反映するプロセスを経て策定された計画や市町村の具体的な取組等の審査を行った上で実施

【改正点1 補足】 区域指定要件の拡充 ~ 住工共生を進める準工業地域を対象に追加 ~



制度改正により、新たな要件で指定申請の意向がある市町村は**14市** (R7.10 市町村アンケート結果より) 9

【改正点2】支援対象者の拡充 ～「中堅企業」の追加～

≪審議会の主な意見≫

一定数の中堅企業の工場が府内に存在し、その大半が府内中小企業から調達を行っているなど地域経済を牽引する中堅企業の存在・役割は大きいことから、中堅企業を対象に追加すべき

【現行】不動産取得税の軽減対象：中小企業(資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人)

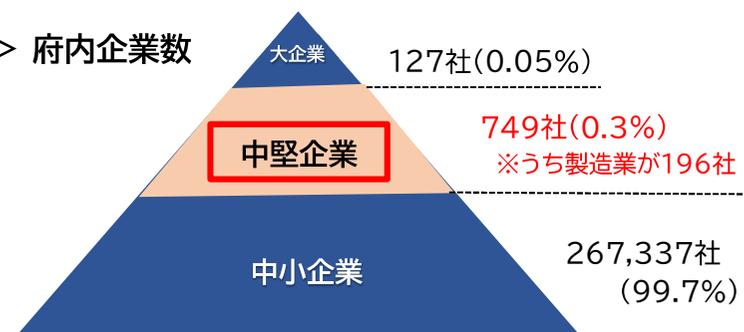
◆ 中堅企業

- 常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人。
但し、中小企業(資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人)を除く

◆ 府内中堅企業の概況

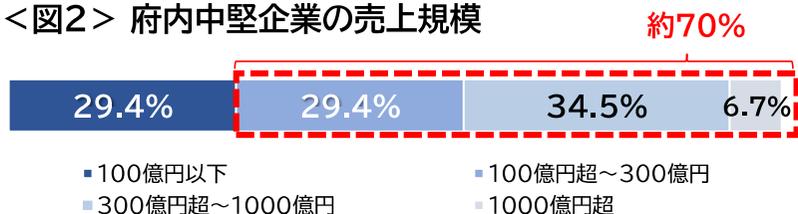
- 府内749社(府内企業の0.3%) ※うち製造業が約3割 <図1>
- 約70%が売上高100億円超 <図2>
- 約83%が府内中小企業から部素材等を調達 <図3>

<図1> 府内企業数



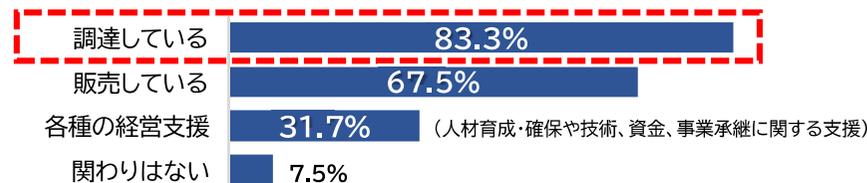
資料：総務省「事業所母集団データベース令和4年版」、大阪産業経済リサーチセンター「中堅企業の経営状況に関する実態調査」

<図2> 府内中堅企業の売上規模



資料：大阪産業経済リサーチセンター「中堅企業の経営状況に関する実態調査」

<図3> 府内中堅企業と中小企業との関係性



資料：大阪産業経済リサーチセンター「中堅企業の経営状況に関する実態調査」

➔ 地域経済に大きな役割を果たしている中堅企業を支援することで、中小企業の投資の促進・府外流出の防止を図る必要

改正案

中小企業との結びつきが強い「中堅企業」を対象に追加し、中小企業の集積を維持・促進

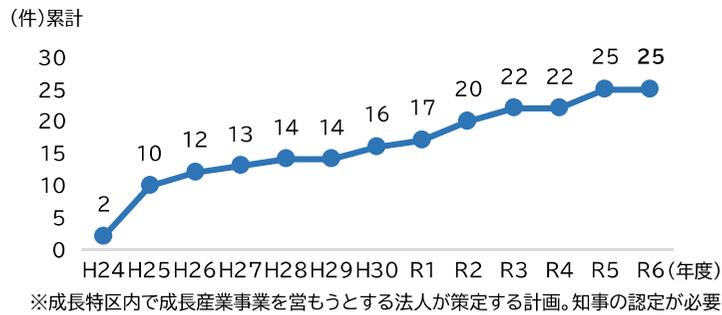
《参考:適用状況》

(R7.10月末現在)

成長特区税制

- 指定区域 :9区域
- 軽減額合計 :約10.7億円 (H24~R6)
 - 法人府民税・法人事業税 :約 6.1億円
 - 不動産取得税 :約 4.6億円

<成長産業事業計画※ 認定件数>



産業集積促進税制

- 指定区域 :17市1町 (86地域)
- 軽減額合計:約6.8億円 (H27~R6.175件分)

<指定地域数>

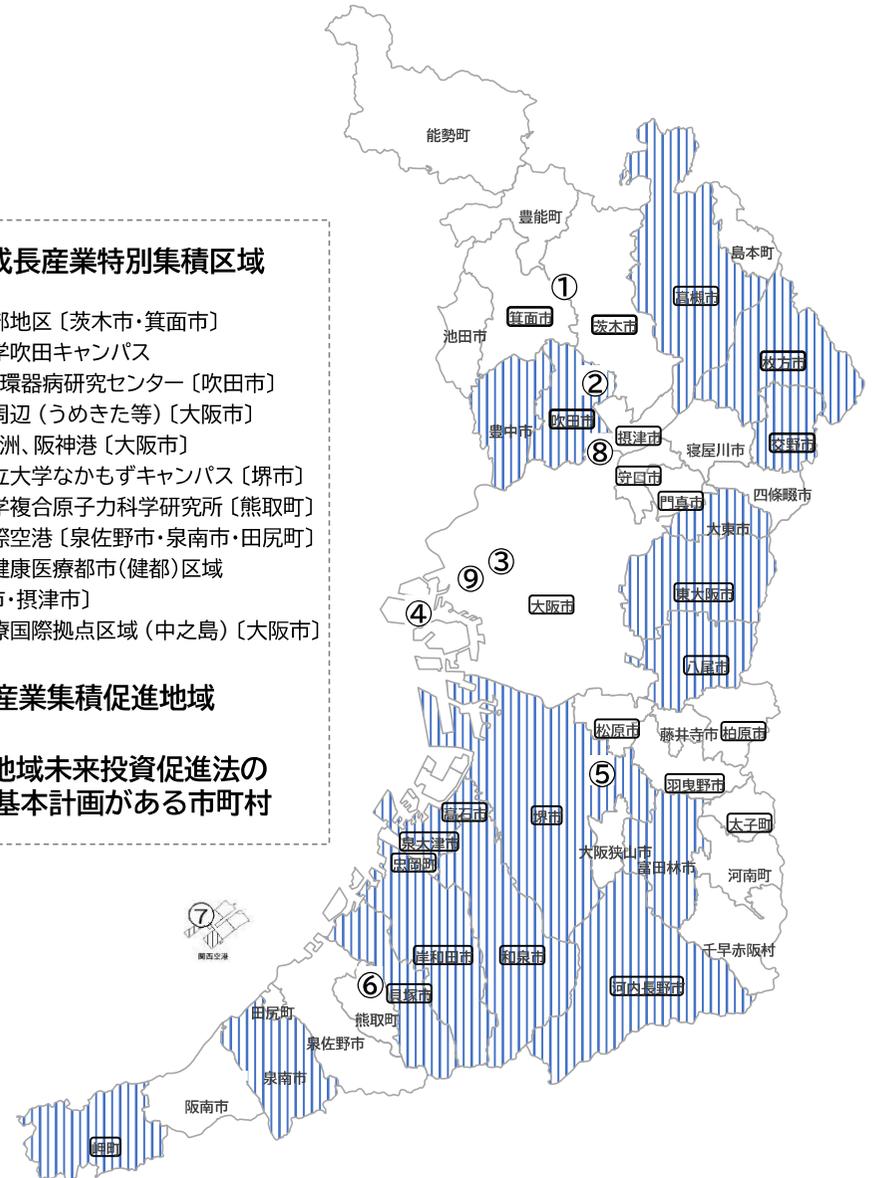


①~⑨:成長産業特別集積区域

- 彩都西部地区〔茨木市・箕面市〕
- 大阪大学吹田キャンパス
・国立循環器病研究センター〔吹田市〕
- 大阪駅周辺(うめきた等)〔大阪市〕
- 夢洲・咲洲、阪神港〔大阪市〕
- 大阪公立大学なかもずキャンパス〔堺市〕
- 京都大学複合原子力科学研究所〔熊取町〕
- 関西国際空港〔泉佐野市・泉南市・田尻町〕
- 北大阪健康医療都市(健都)区域
〔吹田市・摂津市〕
- 未来医療国際拠点区域(中之島)〔大阪市〕

▨:産業集積促進地域

□:地域未来投資促進法の基本計画がある市町村



令和8年2月12日
戦略本部会議資料

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の 推進について

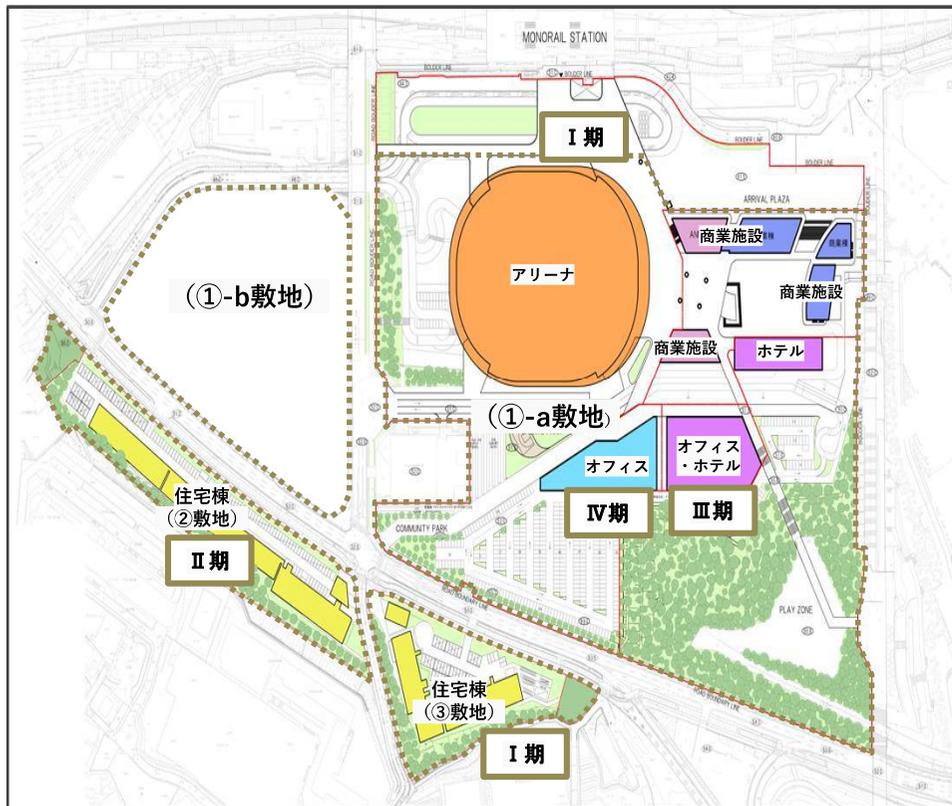
府民文化部

1. 「万博記念公園駅前周辺地区活性化事業」の概要

基本コンセプト

大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり

《施設配置計画》



	活用用地	事業計画	事業完了時期 (予定)
定借	①-a (約12.1ha)	〔第Ⅰ期〕 ・アリーナ ・商業施設 ・ホテル 〔第Ⅲ期〕 ・オフィス・ホテル 〔第Ⅳ期〕 ・オフィス	〔第Ⅰ期〕 2030年7月 〔第Ⅲ・Ⅳ期〕 2038年5月
	①-b (約2.5ha)	検討中	—
売却	②(約1.3ha)	〔第Ⅱ期〕 共同住宅	2032年6月
	③(約1ha)	〔第Ⅰ期〕 共同住宅	2031年3月

※前回の戦略本部会議時(令和6年11月20日)より一部変更あり

2. 交通環境整備について 《府が実施する範囲》

○ アリーナ等の整備区域の交通環境整備について、覚書に基づき大阪府の実施範囲を整理

- ・ 当該区域内には、**地域住民の生活に欠くことのできない園内通路**が存在
- ・ 万博記念公園は**広域避難地に指定**されており、通行の安全性及び利便性の確保は行政的課題

《覚書第3条第2項》 一般の利用にも供される通路及び広場区域の整備に要する費用は、府が認める範囲において府が負担

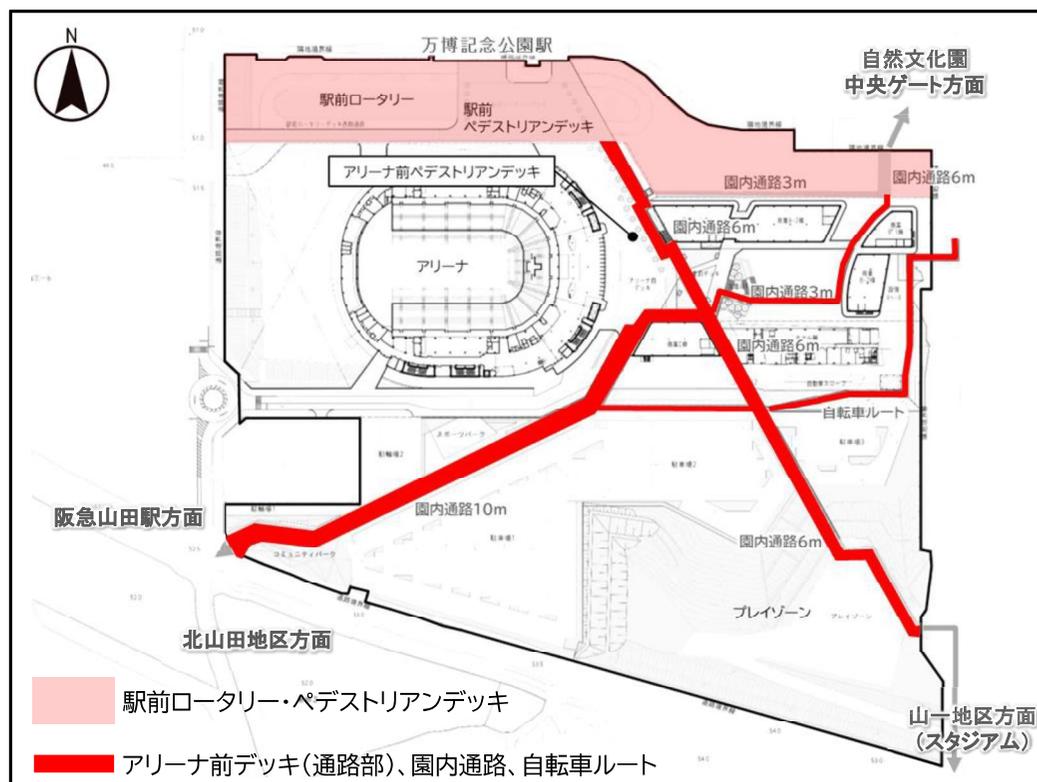
一般の利用に供される園内の通路及び広場の一部について大阪府が整備

大阪府が整備する範囲

- 駅前ロータリー・ペDESTリアンデッキ
- アリーナ前ペDESTリアンデッキ(通路部)
- 園内通路、自転車ルート

事業予定者が整備する範囲

- アリーナ・アリーナ前ペDESTリアンデッキ(滞留部)
- 商業施設、ホテル、オフィス・ホテル
- オフィス、アリーナ前広場、駐車場、駐輪場 等



3. 交通環境整備について 《整備手法・予算要求方針》

- 府の整備部分については、事業予定者が整備するアリーナ等と隣接している現場の特殊性に鑑み、府が直接実施した場合と事業予定者が一体的に整備した場合を比較検討

府整備部分についても事業予定者が一体的に整備し、整備後、府が購入(新年度予算案に必要額を計上)

整備手法

— 事業予定者が一体的に整備することによる効果等

- ・ 府が工事を実施する場合と比較し、**工期が20ヶ月程度短縮可能**
(発注手続き16ヶ月、事業予定者による工期短縮4ヶ月)
- ・ 現場の経費や管理費等の**経費重複分が縮減**
(府が発注した場合、工期が延長する4ヶ月分の経費や誘導員・重機等の仮設費など少なくとも約2億円のコストアップ)
- ・ 事業予定者が一体的に工事を実施することで、**安全管理の責任主体が明確に**

予算要求方針

債務負担行為の設定(令和8~12年度) 61億円

- ・ 令和9年2月の工事着手時に予定している協定書の締結時に予算の裏付けが必要となることから**令和8年度当初予算において債務負担行為の設定**を要求
- ・ 購入前に価格の精査を実施のうえ、**財産取得の議案提出時期**は、工事完了時期を想定し、**令和12年6月議会を予定**

年度	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)
交通環境整備にかかる財産取得	府精査	事業予定者による整備			▼R12.7開業 ★R12.6議会(購入)
債務負担	0円	0円	0円	0円	61億円

4. 「①-b敷地」の活用方法について

- アリーナに近接する「①-b敷地」については、次の経過のとおり、当初の共同住宅の整備から計画変更を認めることとし、事業予定者に速やかに代替案を検討するよう求めているところ

《主な経過》

- | | |
|-----------------|--|
| 2024(R6)年10月28日 | 市条例地区内の共同住宅を含む現在の事業計画について、
「条例に規定する要件を満たさない」とする吹田市の見解文書を受領 |
| 2024(R6)年11月20日 | 戦略本部会議（提案事業計画の変更 ※当初は共同住宅の整備を予定） <ul style="list-style-type: none">● 事業予定者の再公募は行わず、提案事業計画の変更を認める● 事業予定者に対し、代替案を速やかに検討のうえ一定の期間内の提案を求める
加えて、早期開業をめざすことを要請 |
| 2025(R7)年1月15日 | 事業予定者より「環境アセスメント提案書」・「大規模開発事業構想届出書」を吹田市に提出 |
| 2026(R8)年1月13日 | 事業予定者より「①-b敷地の利用に関する申出書」を受領 |
| 2026(R8)年1月15日 | 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議 |

5. 「①-b敷地」の活用方法について

- 事業予定者から、具体的な代替案の提示には、アリーナ開業後の市場環境や地域への環境影響を踏まえる必要があること等の申し出があった

前回の戦略本部会議の方針を踏まえ、

概ね一年後に、まずは、代替案の方向性の報告を求めるとともに、引き続き、代替案の具体化に向けた検討を速やかに進め、適宜、府へ報告するよう求めていく

事業予定者の申出内容 (R8.1.13)

- ✓ 代替案について、アドバイザー会議より、事業安定性や地域活性化の観点から、様々な意見をいただいております、それらに応えていくために、検討に時間を要する
- ✓ 概ね1年後に、まずは「代替案の方向性」を示したうえで、改めて十分な検討を行う
- ✓ アリーナ開業(2030年予定)後に、1年程度、市場環境及び地域への環境影響を見極めた上で、代替案を提案することとしたい

アドバイザー会議の意見 (R8.1.15)

- 早期に具体的な代替案の提案がなされないことは残念だが、さらに検討を深める必要性は理解できる
- 事業予定者の申出は、公募要項に反するものではないが、代替案は必ず提案いただく必要がある
- 検討状況を適宜報告することを求める

6. 事業スケジュール（想定）

2025(R7)年1月15日

事業予定者より「環境アセスメント提案書」及び「大規模開発事業構想届出書」を吹田市に提出

2027(R9)年1月

事業計画の承認 / 貸付・売買契約の締結

《第Ⅰ期・第Ⅱ期》アリーナ等建設工事

2030(R12)年6月

交通環境整備に係る財産取得

2030(R12)年7月

第Ⅰ期(アリーナ等)開業

《第Ⅲ期・第Ⅳ期》建設工事

2038(R20)年5月

全施設 開業

※環境アセスメント等の進捗の影響により、2030(R12)年3月であった第Ⅰ期(アリーナ等)開業スケジュールに変更が生じている。

令和8年2月12日
戦略本部会議資料

「都市緑化を活用した猛暑対策事業」の継続について

（森林環境税）

環境農林水産部

◆ 森林環境税を活用した取組(概要)

- 大阪府では、令和2年度以降、森林環境税を活用し、都市緑化を活用した猛暑対策を実施
- 当初の4年間で、バス停や駅前広場など、府民の身近な場所における対策を実施。万博を控えた2年間(令和6～7年度)は、府民や来阪者等が多く集まる観光スポット等における暑熱環境を改善

徴税期間	加算額	税収見込み	使途(概算事業費)
H28-R1 (Ⅰ期税)	300円/ 人・年	約45億円/4年	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然災害から府民の暮らしを守る :森林の土石流・流木対策、倒木対策等(約30億円) ◆ 健全な森林を次世代につなぐ :持続可能な森づくりの推進等(約15億円)
R2-R5 (Ⅱ期税)			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然災害から府民の暮らしを守る [災害の防止]:森林の土石流・流木対策等(約30億円) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>都市緑化を活用した猛暑対策(約15億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場、単独バス停などの暑熱環境を改善 ◎ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 :10/10 (最大1,500万円) ・ 補助対象:バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、単独のバス停、駅(プラットホーム等) </div>
R6-R9 (Ⅲ期税)			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然災害から府民の暮らしを守る [災害の防止]:流域治水対策(約30億円) 森林管理施設の安全対策(約15億円) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>都市緑化を活用した猛暑対策(約3億円) ※万博までの2か年集中(令和6～7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 万博開催を見据え、国内外から多くの来阪者が集まる場所の暑熱環境を改善 ◎ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 :10/10 (最大5,000万円) ・ 補助対象:駅前広場及びその周辺(※1)、多くの府民等が集まる観光スポット(※2) <p>※1:1日の乗降者数5万人以上の駅 ※2:年間利用者数30万人以上</p> </div>

◆ 猛暑対策の実施状況・効果

- 対策を講じた駅や観光スポットにおける暑さ指数が改善するとともに、利用者からも効果を実感する声が寄せられるなど、猛暑対策として十分な効果を発揮

令和2～5年度

◆ 実施状況

- 駅前広場や単独バス停など、暑くても待たざる得ない場所で実施
- 補助額 : 約14.4億円
- 実施箇所 : 135箇所 (駅前広場:54箇所、単独のバス停:81箇所)



イオンモール四條畷
(高木植栽、遮熱性ベンチ)



京阪守口市駅前
(高木植栽)



天王寺MIO
(中低木植栽、微細ミスト)



御堂筋いちようテラス
(高木植栽、遮熱性ベンチ)

◆ 効果

< 暑さ指数(※) >

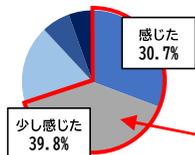
事業実施地において、対策実施地と未実施地それぞれの暑さ指数の差を検証

全ての箇所(135箇所)において、暑さ指数の低下(▲平均2.7℃)を確認

※暑さ指数:①湿度 ②日射・輻射など周辺の熱環境 ③気温 の3つの要素を取り入れた指標

< 利用者アンケート >

Q:事業実施箇所について、涼しさを感じたか
(135箇所・5,553人にアンケートを実施)



70.5%が涼しさを実感

令和6～7年度

◆ 実施状況

- 国内外から多くの人が集まる場所に絞り実施
- 補助額 : 約1.7億円
- 実施箇所 : 5箇所(JR大阪駅,大阪国際空港,なんばhatch,中之島GATE,ららぽーと和泉)



JR大阪駅三角公園
(中低木植栽、遮熱性ベンチ)



大阪国際空港
(壁面緑化、高木植栽、パーゴラ)



なんばhatch
(高木植栽、微細ミスト、遮熱性ベンチ)



中之島GATE
(高木植栽、遮熱性舗装)

◆ 効果

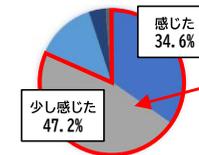
< 暑さ指数 >

事業実施地において、対策実施地と未実施地それぞれの暑さ指数の差を検証(R6)

R6の3箇所において暑さ指数の低下(▲平均3.2℃)を確認

< 利用者アンケート(R6) >

Q:事業実施箇所について、涼しさを感じたか
(3箇所・159人にアンケートを実施)

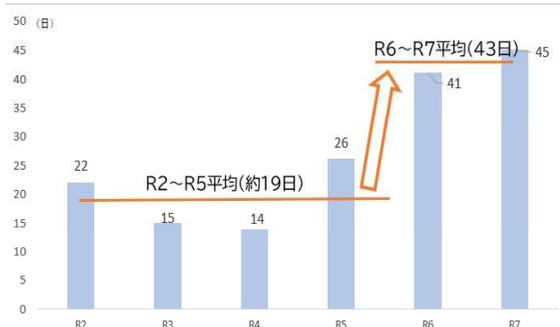


81.8%が涼しさを実感

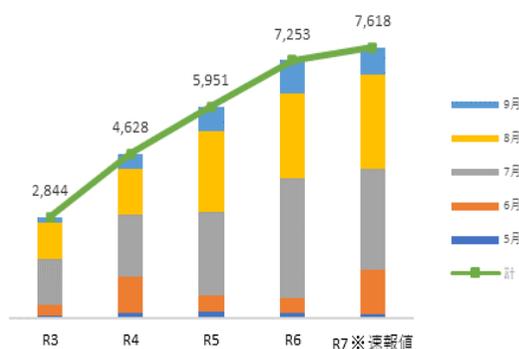
◆ 事業継続の必要性について

- 「都市緑化を活用した猛暑対策」は令和2年度に制度を開始。当初4年間は、バス停や駅前広場など府民に身近な場所で対策を実施。万博を目前に控えた2か年(令和6～7年度)は、地元開催都市として、府民や来阪者を熱中症から守るため、観光スポットなど「多くの人が集まる場所」での緑化や微細ミスト発生器の設置を後押ししてきた。
- その結果、対策を講じた駅や観光スポットにおける暑さ指数が改善するとともに、利用者からも効果を実感する声が寄せられ、猛暑対策として一定の効果を発揮。
- 一方で、府内の猛暑日は大幅に増加(令和6～7年平均43日)するとともに、熱中症救急搬送数も過去最高(令和7年:7,618人)を記録。
- 府内には、大勢の人々が利用する駅や国内外から人気を集める観光スポットが数多く点在しており、依然として猛暑対策の必要性は大きい。(参考:府内の1日あたり乗降者数5万人以上の駅=40箇所以上、年間利用者数30万人以上の観光スポット=20箇所以上)
- あわせて、事業者からの制度利用に関する問い合わせや、事業継続を望む声も多く寄せられており、事業を継続した場合に、更なる猛暑対策の進展が見込まれる。

《猛暑日の状況》



《熱中症救急搬送数》



《事業者の声》

- ✓ 万博直前の募集であったため、準備の暇がなく、応募を断念。今後、募集の機会があれば、応募したい。
- ✓ 補助事業に対して興味があるが、次回の公募開始はいつか。
- ✓ 保有している施設において、府の補助事業を活用した猛暑対策を検討中。

現在の猛暑対策を令和9年度(森林環境税の第Ⅲ期徴税期間)まで延長

※上記と並行し、これまでの効果検証も踏まえて、令和10年度以降の対応について検討

(参考)令和8年度以降の事業内容(イメージ)

概要

- ◆ 実施期間：令和8～9年度
 - ◆ 事業規模：3億円/2か年（令和8年度: 1.5億円）
 - ◆ 内容(継続)
 - ・ 補助率：10/10（最大5,000万円）
 - ・ 補助対象：駅前広場及びその周辺(※1)、多くの府民等が集まる観光スポット(※2)
- ※1：1日の乗降者数5万人以上の駅 ※2：年間利用者数30万人以上

実施イメージ

従来の緑化に加え、万博でも披露された超微粒ミスト発生器や、壁面緑化など最新技術の活用も積極的に働きかける



壁面緑化(商業施設)



壁面緑化(万博・セルビア共和国パビリオン)



屋上緑化(万博・イタリアパビリオン)



壁面緑化(共同住宅)



緑化(共同住宅)



超微粒ミスト(万博会場)

令和8年2月12日
戦略本部会議資料

「大阪府営住宅条例」 の一部改正について

都市整備部

1. 大阪府営住宅条例の概要

《大阪府営住宅条例の趣旨》（昭和26年11月 施行）

公営住宅法による公営住宅その他府が建設し、府民に賃貸するための住宅等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの

《大阪府営住宅条例に定める住宅の種類》

令和7年3月31日時点

住宅の種類		概要	管理戸数 入居者数 (空家率)	根拠法
公営住宅		低額所得者向けの住宅 月収15.8万円※以下 ※子育て世帯等は月収21.4万円以下	110,381戸 148,949人 (7.1%)	公営住宅法
特公賃等	特定公共 賃貸住宅	中堅所得者向けの住宅 月収15.8万円～月収48.7万円	1,817戸 3,105人 (40.6%)	特定優良賃貸 住宅の供給の 促進に関する 法律
	地域特別 賃貸住宅	ファミリー向け住宅 ※公営住宅の住戸より広く、対面キッチンを備えた 広いLDKなど、子どもの出産や成長にも対応		なし (国の要綱)

2. 府営住宅における子育て世帯への支援

- 少子化対策が急務となる中、国の動向等を踏まえ、府営住宅において、現行条例の範囲内で、子育て世帯が優先的に入居できる仕組みや住環境の整備を推進

《国・府の動向》

■ (国) こども未来戦略(抜粋) R5.12.22 閣議決定

- ・ 公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、必要に応じて住戸の改修支援等を行い、全ての事業主体で子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働きかける

■ (府) 大阪府子ども計画(抜粋) R7.3

- ・ 府営住宅をはじめとした公的賃貸住宅において、子育て世帯等の入居を促進するとともに、子育てに配慮した住まいの供給や住環境の整備等を推進

《府営住宅における主な取組》

■ 子育て世帯の入居促進

- ・ 総合募集において新婚・子育て世帯向けに**優先枠を確保**
(R6年度から実施)
- ・ 子育て世帯向けに**利便性の高い住戸を重点配分**
- ・ 子育て世帯向けの**募集要件を緩和**
 - ▶ 「小学6年生以下」から「年度末年齢18歳以下」に

■ 子育て世帯向け住戸の整備

(R8年度以降着工する公営住宅の建替で実施)

・ 住戸プランの見直し

- ▶ 3DK・4DKプランにおいて和室1室を洋室化 など
ダイニング・キッチンとのつながり



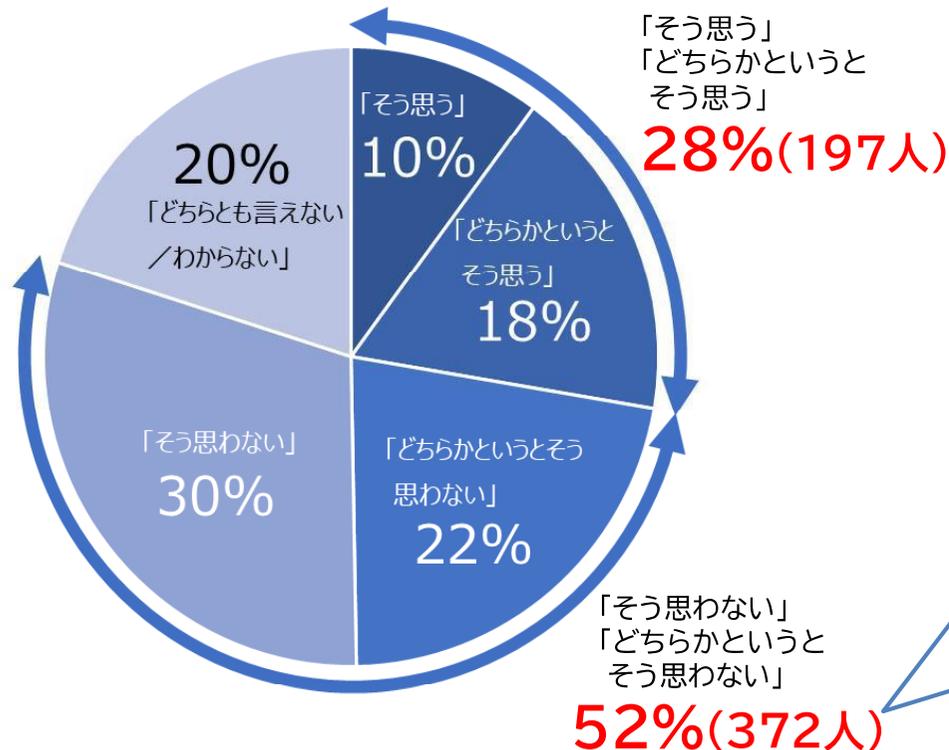
3. 子育て世帯の府営住宅への入居ニーズ

- さらなる子育て世帯への支援に向けて、府営住宅への入居ニーズを把握するため、アンケート調査を実施
- 現行条例で定められている基準額を上回る収入の方(712人)の子育て世帯向け住戸に対するニーズを確認
 - ・「収入等の条件を満たしていれば、府営住宅に応募したいと思う」との回答が約28%(197人)
 - ・「応募したいと思わない」方のうち「希望する間取りや仕様の住宅がないから」との回答が約35%(132人)

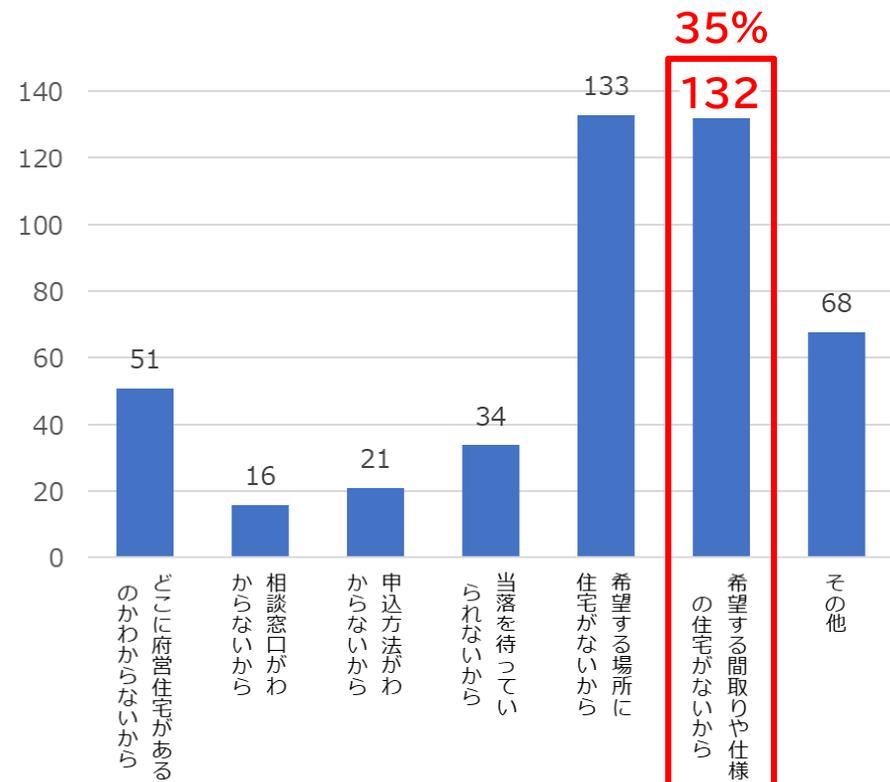
《調査結果》現行条例で定められている基準額を上回る収入の方からの回答

大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(令和7年3月)
大阪府在住の18歳以下の子がいる世帯計1,000世帯を対象に調査

「新婚・子育て世帯向け」の募集区分について、収入等の条件を満たしていれば応募したいと思う割合



「新婚・子育て世帯向け」の募集区分に応募したいと思わない理由
「そう思わない」「どちらかというと思わない」と回答した方(372人)の複数回答



4. 大阪府営住宅条例の改正 《概要》

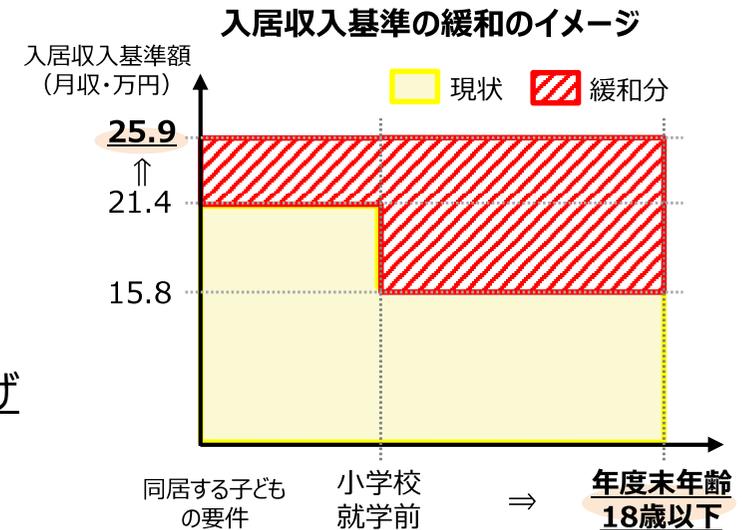
- さりなる子育て世帯向け住宅支援として、条例を改正し、①公営住宅の入居資格の緩和と、②特公賃等に低額所得の子育て世帯が入居できるよう新たな住宅分類の追加を実施

1 公営住宅の入居資格(入居収入基準)の緩和

令和8年4月1日施行(予定)

- より幅広い子育て世帯が公営住宅に入居できるよう、入居資格(入居収入基準)を緩和

- ▶ 同居する子どもの要件を
現在の「小学校就学前」から「年度末年齢18歳以下」に拡大
- ▶ 入居収入基準額を
現在の「月収21万4千円」から「月収25万9千円」に引き上げ



2 新たな住宅分類の追加 《特公賃等を低額所得者向け住宅へ転用》

令和8年10月1日施行(予定)

- 低額所得の子育て世帯もファミリー向けの特公賃等に入居できるよう、新たな住宅分類として「公営型地域優良賃貸住宅」の定義を追加し、その管理に関する規定を整備
 - ▶ 公営住宅法の規定により、特公賃等を低額所得者向けの公営住宅として扱うことはできないため、原則、公営住宅と同等の住宅として扱えるよう、準用規定を整備

5. ① 公営住宅の入居資格の緩和

- 子育て世帯は、他の世帯と比べて食費や教育費などの支出が高く、昨今の物価高騰や国の通知等も踏まえ、現状に応じた支援が必要

※子育て世帯向けの募集要件については、令和6年度から「小学6年生以下」から「年度末年齢18歳以下」に緩和

【現行】同居する子どもが小学校就学前の場合の入居収入基準額は21万4千円、その他の場合は15万8千円

- ◆ 子育て世帯は、2人以上の世帯平均と比べて、4～5万円程度、食料・教育などの消費支出が高い
- ◆ 高等学校等への進学率は概ね100%で、卒業まで食費や教育費などの子育てに係る支出が継続して生じる
- ◆ 国からも、以下について、地域の実情等を踏まえ、積極的に検討し措置を講じるよう通知
 - ・ 18歳未満の子がいる世帯にするなど対象範囲の拡大
 - ・ 入居収入基準額の引き上げ【例】月収21万4千円→**25万9千円(施行令に定める上限)**
※「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」(R5.12)

《1世帯当たり1か月間の支出》

(単位:万円)

	2人以上の世帯平均	夫婦のみ		夫婦共働き世帯	
		夫婦のみ	65歳以上の夫婦のみ	子ども1人	子ども2人
消費支出	30.0	28.1	26.0	33.8	35.2
食料	8.5	7.8	7.7	8.7	9.5
教育	1.2	0.0	0.0	2.6	4.0

出典 | 総務省「家計調査 2024年(令和6年)平均」

《他の都道府県・政令市の状況※》

- ✓ 4団体 (山梨県・兵庫県・大阪市・岡山市)

※同居する子どもの要件を18歳までとし、入居収入基準額を施行令に定める上限額としている自治体

緩和

改正案

- 同居する子どもの要件を、「小学校就学前」から「年度末年齢18歳以下」に拡大
- 入居資格(入居収入基準額)を、「月収21万4千円」から「月収25万9千円」に引き上げ

6. ② 新たな住宅分類の追加 《特公賃等を低額所得者向け住宅へ転用》

- アンケートでは、「新婚・子育て世帯向けの募集区分に応募したいと思わない」と回答した方のうち、約35%の方が「希望する間取りや仕様の住宅がないから」と回答
- 入居資格(入居収入基準)の緩和に伴い、より子育て世帯に適した住宅の供給が必要

【現行】特公賃等を中堅所得者向けの住宅として供給

◆ 特公賃等の活用の検討

- ・ 公営住宅の住戸より広く、対面キッチンを備えた広いLDKなど、子どもの出産や成長にも対応できる
- ・ 約40%が空き住戸
- ・ 現行制度では、低額所得者には供給できない

◆ 「公営型地域優良賃貸住宅」を新設し、特公賃等を転用

- ⇒ 公営住宅と同等の住宅になるため、低額所得者も対象に
- ⇒ 段階的に空き住戸を転用し、募集することを想定

《特公賃等の間取り》



※3寝室のプラン例

《府営住宅の状況》

令和7年3月31日時点

住宅の種類	空家戸数※	空家率
公営住宅	7,832	7.1%
特公賃等	738	40.6%

※府が事業等のため募集を停止している政策空家等を除く

《新たな住宅分類のある都道府県・政令市》

✓ 21団体

(愛知県・京都府・兵庫県・川崎市 等)

改正案

新規

- 特公賃等の空き住戸を低額所得の子育て世帯にも供給できるよう、「公営型地域優良賃貸住宅」の定義と、公営住宅に関する規定を準用する旨の条文を追加

〔参考〕大阪府営住宅の状況

令和7年3月31日時点

《府営住宅の状況》

住宅の種類	管理戸数	入居者数							空家戸数	空家率
		～19歳		20歳～64歳		65歳～				
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
公営住宅	110,381	148,949	19,141	12.8%	57,163	38.4%	72,645	48.8%	7,832	7.1%
特公賃等	1,817	3,105	273	8.8%	2,165	69.7%	667	21.5%	738	40.6%

※空家戸数は府が事業等のため募集を停止している政策空家等を除く

《公営住宅の収入分位別の政令月収》

収入分位	第1分位 (10%)	第2分位	第3分位	政令・条例上の 本来階層の基準額	第5分位	条例上の 裁量階層の基準額	政令上の 上限額	第8分位 (60%)
				第4分位 (25%)		第6分位 (40%)	第7分位 (50%)	
政令月収(万円)	10.4	12.3	13.9	15.8	18.6	21.4	25.9	31.3
(参考) 政令月収に対応する 年間粗収入(万円) ※3人世帯の場合	313	345	371	400	442	484	551	632